

# (6) タイ Thailand

## 基礎データ

人口：6,641万人（2018年）  
 名目 GDP：5,291億8千万米ドル  
 （2019年）  
 1人当たり名目 GDP：7,792米ドル  
 （2019年）  
 実質 GDP 成長率：2.4%（2019年）

## 日本との関係

日系企業数：1,733社（2020年）  
 在留邦人数：75,647人（2018年）  
 日本食レストラン数：3,004店  
 （2019年）

## 1 市場の特性と消費の傾向

### 世界有数のコメ輸出大国、日本食人気も定着

#### A 市場の特性

タイは豊富な原材料と安価で良質な労働力を活かし、食品加工産業が発展しています。コメなどの農産物だけでなく、缶詰などの加工食品を世界各国に輸出する食品大国です。また、日系食品企業も多数進出し、幅広い品目を現地生産しています。

日本産食品の輸入は ASEAN 地域で最大です。日本食ブームなどから、日本食品フェアも頻繁に開催されています。親日的で訪日客も急増しており、富裕層中心に本物の味を求めニーズもあります。

日本からタイへのコメ輸出は、2017年は192トン、2018年は320トン、2019年は578トンと年々増加しています。日本産米はタイの現地産ジャポニカ米に加え、オーストラリアやベトナム産米と競合しています。なお、タイの中・短粒種の輸入先国はオーストラリアが中心です。

#### B 消費の傾向

主食はコメ（長粒種）で、唐辛子や香草、ナンプラーを使うスパシーな料理が多いです。甘み、辛味、酸味などは好き嫌いした味が好まれ、薄い味、塩辛い味は好まれません。

日本食は日常的な料理となっており、首都バンコクだけでなく地方への出店も増加しています。最も増加しているのは寿司店ですが、既存の価格帯を上回る超高級店や下回る低価格店が登場し、ウナギ専門店が増加するなど、日本食も多様になっています。

なお、1960年代から、タイ北部を中心に日本米の栽培が研究されており、日本食の普及に伴って需要・生産が増加しましたが、2011年以降は生産が減少し、一部業者はオーストラリアなどから日本米を輸入しています。

表-1 コメの生産・消費・輸出入の状況

	2015	2016	2017
生産量（千トン）	27,702	25,312	32,688
消費量（千トン）	12,152	12,044	12,303
輸出量（千トン）	9,796	9,883	11,628
輸入量（千トン）	27	15	20

表-2 日本からのコメの輸出状況

	2017	2018	2019
輸出量（トン）	192	320	578
輸出額（百万円）	51	81	145

表-3 日本からの米菓の輸出状況

	2017	2018	2019
輸出量（トン）	40	44	62
輸出額（百万円）	57	60	83

コメの主な輸入先国

オーストラリア、インド、日本、パキスタン、ノルウェー、ベトナム、イタリア

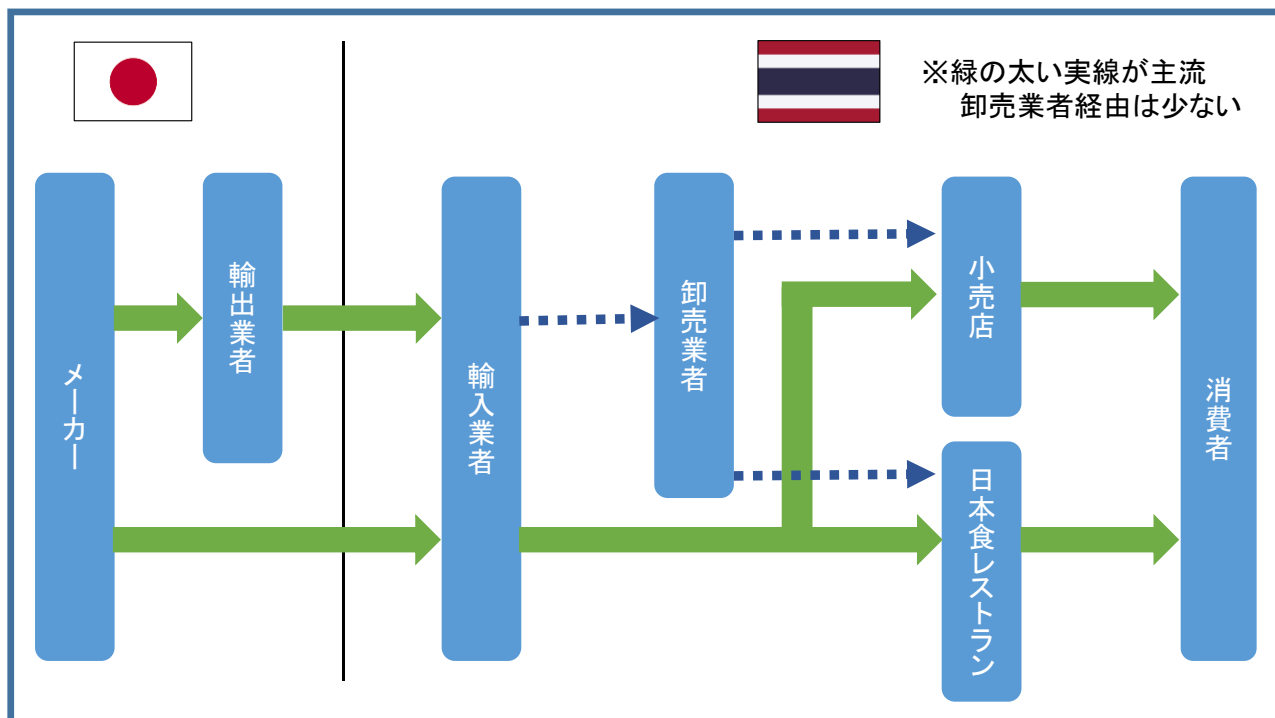
## (6) タイ Thailand

### 2 流通チャネルと取引慣行

#### 最適な輸入業者との提携が必要

#### A 日本食品の流通経路

輸入業者は日系、タイ系、品目専門など多種多様です。タイの輸入業者の多くは、輸入許可申請、通関、倉庫での保管、卸売、配送などの機能を持っています。タイ食品医薬品局（FDA）への輸入許可申請は輸入業者が行うことになるので、最適な輸入業者との提携が必要になります。



(出典) 日本貿易振興機構「タイの日本食品市場」より

#### B 取引慣行

日系百貨店・モール、日本食材スーパーでは幅広く日本産品を取り扱っていますが、通常のハイパーマーケットでは基本的な日本食材があるのみであり、またコンビニも日本食品は菓子のみなど限定的です。タイ系の大手小売は、確実に売れる商品以外は棚代を徴収します。

## (6) タイ Thailand

### 3 関税割当枠と関税

#### 精米には関税割当枠が設定されている

##### 関税割当枠

精米には関税割当が設定されており、日タイ経済連携協定（JTEPA）による関税免除は WTO の関税割当の域内のみに適用されます。JTEPA 適用税率の権利を得るには日本からの「特定原産地証明書（Preferential Certificate of Origin）」とタイ国商務省外国貿易局発行の「全部または一部の免税権利取得証明書」（様式 Tor.2）が輸入時に必要となります。

なお、包装米飯と米菓には関税割当枠の設定はありません。

##### 関税

「基準税率」のほか、「日タイ経済連携協定（JTEPA）税率」、「日アセアン包括的経済連携協定（AJCEP）税率」、「最恵国（MFN）税率」のいずれかの適用を受けられます。JTEPA 税率、AJCEP 税率の権利を得るには、日本からの「特定原産地証明書」（Preferential Certificate of Origin）とタイ国商務省外国貿易局発行の「全部または一部の免税権利取得証明書」（様式 Tor.2）が輸入時に必要となります。なお、輸入額と関税の合計に付加価値（VAT）7%が課税されます。

##### ● 精米（HS コード：1006.30.30.601）

- ・ 基準税率：関税割当内 30%、割当外 52%
- ・ JTEPA 税率（割当内）：無税
- ・ AJCEP 税率：無税
- ・ MFN 税率：2.75 パーツ/kg

なお、オーガニック米（HS コード：1006.30.30.602）も精米と同じ税率が適用されます。

##### ● 包装米飯の輸入関税率（HS コード：1904.90.10.000）・ 基準税率：30%

- ・ JTEPA 税率：無税
- ・ AJCEP 税率：無税
- ・ MFN 税率：30%

##### ● 米菓の輸入関税率（HS コード：1905.90.80.090）

- ・ 基準税率：30%
- ・ JTEPA 税率：無税
- ・ AJCEP 税率：無税
- ・ MFN 税率：30%

### 4 検疫制度と食品規制

#### 事前の食品登録と食品輸入業務許可証が必要

##### A 検疫制度

##### 輸入許可・ライセンス

タイの食品法では、食品を①一般食品（下記②～④以外の食品）、②特定管理食品、③品質規格管理食品、④表示管理食品の4グループに分類しています。コメ、米菓、無菌包装米飯は「①一般食品」の扱いですが、ビタミン添加米、赤飯など他の原材料とともに調理した米飯および冷凍調理加工米飯は「③品質規格管理食品」扱いとなります。

タイで食品を取り扱う事業者は、食品輸入前に、食品の輸入業者許可、食品登録番号の取得（「一般食品」の場合は任意）、ラベル表示、広告の認可などが義務付けられています。

コメを輸入する場合、保健省食品医薬品局（FDA）、商務省外国貿易局、農業協同組合省農業局から以下の輸入承認が必要です。なお、タイに粳米および玄米を輸出することはできません。

## (6) タイ Thailand

- ・ 保健省食品医薬品局（FDA）：食品を販売目的で輸入する場合は食品の輸入業者許可（3年間有効）を取得しておくことが必要です。
- ・ 商務省外国貿易局：精米は、貿易管理法上「貿易管理品目」となっており、関税割当制度が適用されているため、割当枠内・枠外でも事前の適用申請（関税面の権利取得証明書の申請）を行わなければなりません。なお、申請時にコメの取引業許可書が必要となりますので、「コメ取引情報データベースシステム（<https://ricetrade.dit.go.th/ricetrade/EServiceUI.aspx>）」から登録を行います。なお、この許可書の有効期限は許可書発行年の12月31日です。
- ・ 農業協同組合省農業局：精米は植物検疫法上「輸入制限品目」となっており、植物検疫法に基づく輸入申告書を提出しなければなりません。また、輸入時には輸出国からの植物検疫証明書が必要です。

### 植物検疫

精米輸入には輸出国発行の植物検疫証明書が必要です。また、輸入者は事前に農業協同組合省農業局で植物輸入申告書提出/許可書発行システムの利用者登録を行い、輸入申告書を提出する必要があります。輸入後、コメは農業局管轄の植物検疫所において、植物検疫法に基づく検査および食品法に基づく残留農薬検査、重金属等の検査が行われます。その際、農業局が発行する受理番号を記載した輸入申告書が必要になります。

コメ加工品のうち、他の原材料とともに調理したコメ加工品および冷凍調理加工米飯は、「品質規格管理食品」扱いとなるため、食品の輸入業者はFDAから食品登録番号を事前に取得しなければならず、製造国のGMP（適正製造規範）証明書が必要となります。国際的な承認機関からのGMP証明書を取得していない場合、日本の認証機関が発行するCODEX、HACCP、ISOおよびこれらと同等の食品安全管理規格・認証スキームによる証明書や製造場所のある都道府県の保健所からの営業許可証でも代替可能とされています。

なお、無菌包装米飯は「一般食品」の扱いとなるため、FDAの食品輸入許可書のみで輸入できます。

## B 食品規制

### 製品表示の内容

タイでは、食品法上の「一般食品」と「一般食品以外の食品」では義務表示項目が異なります。精米は「一般食品」扱いですが、別途、独自の表示義務が定められており、それぞれの表示項目は以下のとおりです。なお、製品表示ではタイ語と外国語併記、またはタイ語のみによる表示が義務付けられています。

#### 精米

- 食品名
- 輸入業者の名称と住所および製造国と製造業者名
- 食品の正味重量
- 食品名に記載した種類以外の精米が混ざっている場合は、その種類と割合
- 賞味期限
- 使用方法または調理方法

#### 一般食品（包装米飯、米菓など）

- 食品名
- 輸入業者の名称と住所および製造国と製造業者名

- 食品の正味重量
- 賞味期限（品質保持期限）、製造年月日（※タイ保健省から指示がある場合）

#### 一般食品以外（他の原材料と調理した米飯・冷凍米飯など）

- 食品名
- 輸入業者の名称と住所および製造国と製造業者名
- 食品の正味重量
- 賞味期限（品質保持期限）、製造年月日（※タイ保健省から指示がある場合）
- 食品登録番号（FDAから取得）、原材料、「保存料使用」「天然着色料使用」あるいは「合成着色料使用」「…を調味料として使用」（調味料の名前を記載）「…を砂糖の代わりに使用」（甘味料の名前を記載）などの表示、必要に応じて適切な保存方法、調理法などの表示が必要になります。
- 乳幼児あるいは特定の者を対象とする食品では、必要な注意書きまたは使用方法、その他FDAが告示で指定した食品の場合はFDAが規定した表示が必要となります。

### 残留農薬基準

食品中の残留農薬基準については、保健省告示No.387（2017年）「残留有害物質を含有する食品」に規定されています。

### 原発関連輸入規制

2015年4月28日付けで、タイ向けに輸出されるコメ・コメ加工品に関する放射性物質に関する規制はすべて解除されました。

## (6) タイ Thailand

### 5 小売店の店頭価格

#### 日本産のコメ・米菓はタイ産の約3倍

#### A コメの販売価格

タイ人が主食としているコメはインディカ米ですが、ジャポニカ米も生産されており、現地の店頭には日本名が付されたタイ産ジャポニカ米も日本産米と共に販売されています。日本産米も様々な産地のものが並んでいます。販売単価は、日本産米が503円/kg～646円/kgであるのに対し、タイ産米は、236円/kg～284円/kgであり、約2～3倍の価格差があります。

#### B 包装米飯の販売価格

包装米飯は、白米だけでなく、赤飯や雑穀ごはんも販売されています。販売単位も、150gの小さいものや500g以上の大きいサイズのものもあります。

#### C 米菓の販売価格

米菓は日本産だけではなく、現地タイ産や中国産のものも日本語の名称を付けて販売されています。日本産は他国産に比べ、1.5～3倍の価格で販売されています。

表-4 コメの販売価格 (調査月：2019年4月)

商品名	原産国(産地)	販売単位	価格 (1パーツ)	円換算*
Lean Beef Mince	日本 新潟県	2kg	370	1,291
北海道米	日本 北海道	2kg	288	1,005
タイ産ジャポニカ米はるか	タイ	2kg	163	569
のりたけ米	タイ	2kg	135	471
チェンライ減農薬日本米 あきたこまち	タイ	5kg	398	1,389
福井米	日本 福井県	2kg	305	1,064

表-5 包装米飯の販売価格 (調査月：2019年4月)

商品名	原産国(産地)	販売単位	価格 (1パーツ)	円換算*
あったかごはん	日本	160g	78	272
サトウのごはん	日本	200g	98	342
プレミアム魚沼産コシヒカリ	日本	300g	128	446
会津産コシヒカリ	日本	540g	159	554
赤飯	日本	160g	75	261
十六穀ごはん	日本	150g	119	415

表-6 米菓の販売価格 (調査月：2019年4月)

商品名	原産国(産地)	販売単位	価格 (1パーツ)	円換算*
柿の種わさび	日本	182g	120	418
焼きえび煎餅	日本	83g	105	366
DOZOジャパニーズライスクラッカー	中国	50g	22	76
DAINICHIあげあられ	タイ	70g	32	111
THAI - NICHIMIずぼ	タイ	52g	25	87
豆もち	日本	89g	120	418

※2019年4月為替レート：1パーツ=3.49円

## (6) タイ Thailand

### 6 インターネット販売の実態

#### EC市場はまだ拡大の余地があり、若い女性利用者が成長を支えている

2018年のタイのEコマース（EC）市場の規模は約3兆1,502億バーツ、うちB2C（企業－消費者間取引）はASEAN最大の約8,654億バーツ（前年比14%）と、急成長しています。他方、小売市場に占めるEC化率はまだ1.7%であり、今後も成長の可能性が残されています。なお、タイのEC利用者は59%が女性で男性を上回っており、さらに25～34歳が過半数を占めるなど、若い女性に支えられた市場です。（2018年時点）

#### EC市場における食品小売部門

ECサイトにおける食品小売の割合は、セブンイレブン傘下の24 Shoppingのサイトでは15%ほどですが、現地の大手小売Topsでは68.5%を占めており、飲料水、コメなど、重くかさばる商品のEC利用が進んでいます。食品を扱うECサイトは「マーケットプレイス型」、「大手小売サイト」、「食品輸入商社運営サイト」の3つに分類され、決済や物流の問題も改善され、食品ECの環境は整いつつあります。

##### 主要 EC サイト

<マーケットプレイス型>

- a. Lazada : <https://www.lazada.co.th/>  
(※日本産米の取扱あり)
- b. Shopee : <https://shopee.co.th/>

<大手小売>

- c. Tops : <https://www.tops.co.th/th/>
- d. Shop at 24 (セブンイレブン傘下) : <https://www.shopat24.com/>  
(※日本産米の取扱あり)

<日本食輸入商社>

- e. Bangkok Food System Co., Ltd. : <https://www.japanoishitanoshinet.com/>
- f. All Rice Plus Co., Ltd. : <http://allriceplus.com/>  
(※日本産コメ加工品の取扱あり)
- g. Daisho (Thailand) Co., Ltd. : <https://www.honmononippon.com>  
(※日本産米・コメ加工品の取扱あり)

#### 越境 EC にはタイ国内の拠点整備が必要

タイ国内でオンライン販売をする場合、マーケットプレイスやオンラインモールへの出店であっても、電子商取引商業登録が必要となりますが、タイ国籍の個人またはタイ国内の法人のみが対象です。したがって、日本から直接タイ国内のECサイトへ出店すると、そのECサイトが違法状態となる可能性が高いため、タイ国内での拠点整備が必要となります（2020年）。

### 7 輸出拡大に向けて

米の大生産・消費国として大きな需要を持つタイに対し、ジャポニカ米の需要を取り込むためには、まずは富裕層を主なターゲットとして日本産米の品質の優位性を訴求するために、日本食レストランや日系スーパー等において、販路開拓の取組みを進めることが必要です。

